

伊奈町公共工事前金払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により行う前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する前金払については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条各項の規定によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共工事」とは、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 この要綱において「保証事業会社」とは、公共工事前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

3 この要綱において「保証契約」とは、公共工事前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約をいう。

(前金払の対象)

第3条 前金払（第6条に規定する中間前金払を除く。次条及び第5条において同じ。）の対象となる公共工事は、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）で1件の請負代金額が500万円以上のものとする。

(前金払の割合等)

第4条 前金払の金額は、1件の請負代金額の10分の4以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てる。

2 前金払の限度額は、1件につき、1億円とする。

3 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約の前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額等に相当する部分の金額に対して行うものとする。

4 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の請負代金額に対して行うものとする。

(前払金の請求)

第5条 前払金(第10条の中間前払金を除く。)の支払を受けようとする受注者は、契約締結の日から起算して30日以内に、前払金請求書(第1号様式)に保証事業会社の発行した保証契約に係る前払金保証証書(正副2通)を添えて、町長に対し請求しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、30日を経過した後においても、なお、請求することができる。

(中間前金払の対象)

第6条 既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の対象となる公共工事は、1件の請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が3月を超える建設工事とする。

(中間前金払の要件)

第7条 中間前金払は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払については、前項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度の工事实施期間」と、同項第3号中「工事」とあるのは「年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度の年割額等」と読み替えて、前項の規定を適用する。

(中間前金払の割合等)

第8条 中間前金払をすることができる金額は、1件の請負代金額の10分の2以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てる。

2 中間前金払の限度額は、1件につき5,000万円とする。

3 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額等に相当する部分の金額に対して行うものとする。

4 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の中間前金払は、契約締結当初の請負代金額に対して行うものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第9条 部分払が認められている工事の受注者は、当該工事の契約を締結するときに、中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択について(第2号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の受注者は、当該契約を締結した後においては、同項の規定によりした選択を変更することができないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、継続費等に基づく2年以上にわたる契約については、当該契約を締結するときに中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度の年割額等の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、部分払の請求をすることができるものとする。

(中間前金払の認定請求等)

第10条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、認定請求書(第3号様式)に工事履行報告書(第4号様式)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定請求書及び工事履行報告書が提出されたときは、当該請求に係る工事が第7条に規定する要件を満たしているか否かを審査する。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、受注者に当該数値等の根拠となる資料の提出を求めるものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、その内容が適当と認められるときは、原則として当該認定請求書を受理した日から起算して7日以内に、認定調書(第5号様式)により当該受注者に通知するものとする。

4 前項の認定を受けた受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前払金請求書(第6号様式)に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書(正副2通)を添えて、町長に対し請求しなければならない。

(前払金等の支払期限)

第11条 町長は、第5条又は前条第4項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金又は中間前

払金（以下「前払金等」という。）を支払わなければならない。

（前払金等の額の変更等）

第12条 町長は、前条の規定により前払金等を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、増額された後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から既に支払を受けた前払金等の額を差し引いた額以内の額を追加して支払うことができる。この場合において、既に支払を受けた前払金等に追加してさらに前払金等の支払を受けようとする受注者は、あらかじめ、保証契約を変更し、当該変更後の保証契約に係る保証証書を添えて、町長に対し、請求しなければならない。

2 前払金等の支払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前払金等の額が当該減額後の請負代金額の10分の5（中間前金払の支払を受けているときは、10分の6）を超えたときは、その超過額を当該契約の変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、町長が、当該期間内に部分払の支払をするため、部分払金の額から当該超過額を控除した場合における当該控除した額については、この限りでない。

3 町長は、前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金等の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当該前払金等の支払を受けた受注者と協議して返還すべき額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合は、町長は、返還すべき額を定め、当該受注者に通知するものとする。

4 受注者は、前2項の規定による前払金等の返還その他の理由により、当該契約に係る保証契約を変更したときは、変更後の保証契約に係る保証証書を直ちに町長に提出しなければならない。

（前払金等の使途制限）

第13条 前払金等は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料

に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。

(前払金等の返還)

第14条 前払金等の支払を受けた受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該前払金等の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金等を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 前払金等の対象となっている契約が解除されたとき。

(3) 当該受注者の責めに帰すべき事由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 伊奈町公共工事前金払要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。